

(ハ)メーデー、失業対策、同一會社又は工場内に於ける勞資交渉事項其他の勞働問題に關する共通的及一般的態度の決定。
(ニ)其他一地方所在加盟團體間に於ける共同利益の確保並に共通主張の實現。

第三條一地方所在日本勞働組合會議加盟團體は一地方協議會を構成する爲、相當なる比率に基き各自代表者を選出すべし。
右代表者は一地方協議會委員と稱す。

日本勞働組合會議執行委員又は同評議員にして地方に居住するものは右記選定を経ずして該協議會委員となることを得。

第四條一地方協議會は第三條規定の委員中より常任委員一名を選出し、本規則第二條規定事項の實現、各加盟團體の提携及協力、組合會議中央機關との連絡等の衝に當らしむ。

常任委員の任期は一ケ年とす、

第五條 委員總會は本規則第二條規定の目的を貫徹する爲一定數以上の委員より申請ありたるときこれを開催す。

第六條 本規則規定の事業を遂行する爲めに必要なる費用は其地方加盟團體に於てその金額及釐出方法を決定するものとす
地方協議會を設置せるに關聯し、組合會議現行規約一部を左の如く改正する必要を認む。

日本勞働組合會議規約改正案

現行第十八條の次に左記二ヶ條を新設し現行第十九條は第二十一條となり以下順次に條をくり下ぐ

第十九條 若干數以上の本會議加盟團體所屬組合又は事務所々在地に於て、本規約第三條記載の目的を貫徹する爲め、其地方の歴史的乃至特殊の事情によりこれを必要と認むるときは、日本勞働組合會議決議機關の承認を経て、日本勞働組合會議地方協議會を設くる事を得。

第二十條 地方協議會の目的、機能、構成及中央機關との牽聯關係等に就ては別に定むる日本勞働組合會議地方協議會準則に従ふ。

理 山 省 略
實 行 方 法

加盟團體にして右記地方にその本部、支部、同盟會、聯合會、又は加盟組合を有するものは、相互に協議して可及的迅速に其地方に右記決議趣旨に合致する協議會を設置する事に努力すべし。

第七號議案 日本勞働組合會議加盟費改正に關する件

執行委員會提出

決 議

日本勞働組合會議加盟費を左記規約改正案の如く増額す。

規約改正案

現行規約第十九條第二項第一號及第二號を左の如く改む。

第十九條 本會議加盟團體は左の比率に基き加盟費を納入する義務を有す。

一、會費納入者數一千名迄月額金四圓。

二、一千名以上は百名を加へる毎に月額金二錢五厘を増加す。